

鹿児島大学工学部ネットワーク委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日

工規則第 19 号

(設置)

第 1 条 鹿児島大学工学部運営組織規則（平成 16 年工規則第 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学工学部に鹿児島大学工学部ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、鹿児島大学工学部キャンパス情報ネットワークの円滑な運用に資することを目的とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 情報セキュリティポリシー対策に関する事項
- (2) システム構築上の諸問題に関する事項
- (3) 運用上発生した諸問題に関する事項
- (4) ネットワークアドレスの管理・調整に関する事項
- (5) サーバの管理・運用に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科から選出された者各 1 名
- (2) 事務部及び技術部から事務部長が指名した者各 1 名

2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、全学科の委員の出席により成立し、議事は出席委員の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 7 条 第 4 条第 1 項第 1 号の委員が事故等のため委員会に出席できないときは、当該委員が所属する学科の教員を代理者として出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、研究科・工学系総務課会計係において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。